

十和田市障害者福祉システム更新業務委託に関する
情報提供依頼（RFI）

令和5年6月14日

青森県十和田市

1. 情報提供依頼目的

(1)件名

十和田市障害者福祉システム更新業務委託に関する情報提供依頼

(2)目的

十和田市（以下「当市」という。）が運用している障害者福祉システムについて、「ガバメントクラウド」に構築された「標準準拠システム」へ移行するにあたり、事業者の皆様より広く情報提供を依頼するものである。

2. 参加表明

本依頼に係る参加意思について、次の方法により提出すること。

(1)提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・守秘義務に関する誓約書（様式2）

(2)提出方法

上記の書類を記入のうえ、「7. 提出先等」へ電子メールにて提出すること。

標題：【十和田市障害者福祉システム更新業務委託に関する情報提供依頼】参加（会社名）

(3)参加表明期限

令和5年6月28日（水）午後5時まで

(4)その他

様式2については、記入・押印後のデータをPDFファイル形式で提出すること。

様式1および様式2の提出が確認できた後、情報提供依頼に係る資料及び様式を電子メールで送付する。

3. 各種要件

(1)システムの調達について

- ・本提案の対象とする業務は下記とするが、現行システムの情報や現行システムの稼働時期等については、業務システムの基礎情報及び外部委託状況調査シート（資料1）を参照のこと。

業務ID	業務機能名	標準化対象	備考
022	障害者福祉	○	
029	申請管理	○	
030	庁内データ連携	○	
031	住登外者宛名番号管理	○	
032	団体内統合宛名	○	
034	EUC	○	

(2)ソフトウェア要件

- ・業務毎に示された「標準仕様書」を満たし、デジタル庁及び当市が行う適合性確認試験に合格したシステム（検収時点で合格予定含む）であること。
- ・貴社が対応できない業務がある場合は、その旨明記すること。
- ・標準オプション機能のうち必要な機能一覧（様式5）を参照のうえ、費用を積算すること。なお、貴社が提案するシステムにおける対応状況、代替案等を示すこと。

(3)ハードウェア要件

- ・業務で利用する端末は、仮想端末方式とし仮想環境上で業務システムを、物理環境上で内部情報系業務を動作させ、両者のセキュリティが保たれる環境とすること。ただし、印影リーダーや磁気カードリーダー等のハードウェアが接続される業務端末に関しては物理環境でも可とする。
- ・仮想端末環境に関する詳細の仕様を以下に記載する。ベンダの提供するシステムを運用する上で性能が不足する場合は、必要とされる端末の性能についても提案すること。
 - a.仮想デスクトップOSは、Windows10pro（64bit）である。
 - b.利用者毎に2 vCPU、メモリ4GB、記憶領域60GBを有する。
 - c.VMware vSphereを利用。
 - d.上記環境で安定した稼働ができること。
- ・端末やプリンタについては、標準準拠システムが選定された後に、求められる性能と端末の配置箇所及び台数を精査し、必要最小限のものを調達する。現在の端末台数及び利用人数については、システム利用状況の調査シート（資料2）を参照のこと。
- ・連続紙プリンタやOCR及び印鑑登録用スキャナ等、現状使用している機器は周辺機器調査シート（資料3）のとおりであるが、当市が所有している機器を利用することを前提とし、利用できない場合は貴社が推奨する機器を見積に含めること。
- ・その他、受託者が提案するパッケージシステムの機能により必要となるハードウェア

については、適宜追加を行い、見積りに含めること。

(4) ネットワーク要件

- ・本庁舎、出先機関ともに、現行システムにおいて使用しているネットワーク（ハブ、スイッチ、配線等）を使用すること。なお、並行稼働時と本稼働時において、設定変更及び追加機器が必要になる場合は当市と協議すること。
- ・新システムを利用する拠点については、システム利用拠点調査シート（資料4）を参照のこと。
- ・その他、国が示す仕様書等に沿った内容であること。また、別途必要な機器等がある場合は、見積価格に含めること。
- ・原則、国が推奨するガバメントクラウド共同利用方式を選択することとし、例外的にガバメントクラウド単独利用方式を選択できることとする。なお、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない
- ・ASP とガバメントクラウド運用管理補助者は原則同一ベンダとし、ASP がガバメントクラウドの運用管理補助を行えない場合等は別途ガバメントクラウド運用管理補助者を提案すること。
- ・当市とデジタル庁が指定する接続地点の間の回線に関しては、導入費用及び回線使用料等、全ての費用を金額に含むものとする。
- ・主回線の接続障害に備え、別途冗長回線を準備すること。
- ・ベンダの提供するシステムを利用するにあたって利用を想定するCSPの提案、必要となる回線数、帯域及び仮想サーバの性能、ネットワーク構成図等についても示し、導入後に想定されるガバメントクラウド利用料を積算すること。

(5) 共通機能要件

- ・次の機能を有すること。また、国が示す共通機能の機能要件を満たすものであること。

申請管理、庁内データ連携、住登外者宛名番号管理機能、団体内統合宛名、EUC

(6) 各システムとのデータ連携

- ・追加的に必要な連携要件一覧（様式6）を参照のうえ、費用を積算すること。
- ・住民基本台帳ネットワーク関連は、現行住基システムベンダによって構築・サポートされており、次期更改期間までは現行システムを流用すること。
- ・団体内統合宛名システムは住民情報システムとの密接な連携等が必要なことから、既存システムと連携すること。

- ・ REST による公開用 API 連携、ファイル連携いずれかの方法によりデータ連携すること。また、既存システムに影響を与えないような連携方法等について提案すること。

(7)その他システム全般に関する要件

- ・ デジタル庁が公表している「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」を満たすシステムであること。
- ・ 将来的なアウトソーシングも見据え、高速プリンタや事後処理機器を自治体で調達することなく、必要な時期に必要な内容を外部に委託するアウトソーシングサービスへの対応も可能なシステムであること。

(8)セキュリティ要件

- ・ 個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法：平成15年法律第57号）及び十和田市セキュリティポリシーを遵守すること。
- ・ ガバメントクラウド利用システム個別領域において標準非機能要件等で求められる情報セキュリティ対策を行うこと。

(9)データ移行要件

- ・ 現行システムからのデータ移行（取込み）の目安となる件数については、データ量調査シート（資料5）を参照のこと。
- ・ システム化している業務については、対象業務システム毎に、現行ベンダ側の指定するレイアウトでデータ提供するので、取込み作業を行うこと。
- ・ 現行ベンダ側から提供されるレイアウト形式については、デジタル庁が公表している「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」により定められたレイアウトでの提供を想定しておくこと。
- ・ 現行システムからデータを抽出する際の費用については本見積には含む必要はない。
- ・ 移行データの提供については、原則として、調査分析用1回、仮移行用1回、本番移行用1回の計3回とする。
- ・ サービス利用期間終了後に、他社システムへのシステム更改を行うと仮定した場合に、既存システムの全てのデータを抽出するために必要となる費用を全て見積もること。
- ・ データ抽出におけるファイルは、デジタル庁が公表している「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」により定められたレイアウトでの抽出を行うこと。

(10)運用・保守に関する要件

- ・ 要件定義、設計、開発、テスト、導入までを想定すること。また、システム稼働後にかかる1年度あたりの運用保守業務等のシステム維持費についてもあわせて概算見積

金額を提示すること。

- ・各種バージョンアップ・パッチ適用に伴う動作検証、職員研修を含む。

(11)移行スケジュール

- ・移行スケジュールについては、令和6年7月頃の正式契約から新システム稼働までを任意様式にて作成すること。

4. 見積価格について

- ・見積価格調査（様式7）に記載するサービス利用料について、本市としては新システム稼働月から、全額を月額利用料で支払うことを想定しているが、その他の支払方法を望む場合は見積価格調査に記載すること（例：○年○月に一次費用として○○円を支払い、残金を○年○月からサービス利用料として月額支払いとして欲しい等）。
- ・デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）事務処理要領に記載の補助対象経費となる費用については、明細欄に記載する等により明確に算出すること。

5. スケジュール（予定）

今後の選定・構築スケジュールは以下を想定する。

- ・令和6年5月頃にRFP実施
- ・令和6年7月頃に正式契約。作業着手
- ・令和8年（2026年）3月末までに新システム稼働

6. 提出物の内容

- (1)会社概要書1部（様式3）
- (2)確認事項一覧1部（様式4）
- (3)【標準オプション機能】のうち必要な機能一覧1部（様式5）
- (4)追加的に必要な連携要件一覧1部（様式6）
- (5)見積価格調査1部（様式7）
- (6)移行スケジュール1部（任意様式）

7. 提出先等

(1)提出先

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号
十和田市 生活福祉課 障害者福祉システム RFI 担当宛
E-mail : seikatsufukushi@city.towada.lg.jp
電話 : 0176-51-6718

(2)提出方法

電子メールにて提出すること。

様式3～7はPDFファイル形式に変換せず、元のファイル形式で提出すること。

標題：【十和田市障害者福祉システム更新業務委託に関する情報提供依頼】提出書類(会社名)

(3)提出期限

令和5年7月19日(水)午後5時まで

8. 質問受付

令和5年7月5日午後5時までとし、別紙質問書(様式8)に記載のうえ、電子メールにて行うこと。

標題：【十和田市障害者福祉システム更新業務委託に関する情報提供依頼】質問書(会社名)

※電話・訪問・FAXによる質問の受付は行わない。

9. 提出の辞退

提出を辞退する場合は、令和5年7月19日(水)午後5時までに参加辞退届(様式9)を記入のうえ、「7. 提出先等」へ電子メールにて提出すること。

標題：【十和田市障害者福祉システム更新業務委託に関する情報提供依頼】辞退(会社名)

10. 留意事項

- ・電子メール等の通信事故については、当市はいかなる責任も負わない。
- ・本依頼の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

- ・各種資料の作成等に要する費用は、その一切を提出者の負担とする。
- ・提出された資料の返却は行わない。
- ・本資料について質問がある場合は「8. 質問受付」に記載のとおり質問を受け付けるが、本情報提供依頼（RFI）に記載されていない要件等について貴社の条件がある場合は、見積価格調査（様式7）に記載すること。
- ・提出された資料等に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属することとする。
- ・本依頼により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・本依頼の実施をもって、当市が調達を行うことを約束したり、提出者に特別の地位を約束したりするものではない。また、本依頼を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはない。
- ・必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合がある。